

高知県宿泊施設デジタル化等支援事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県宿泊施設デジタル化等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～7条（略）</p> <p>（実績報告等）</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の1月31日2月15日のいずれか早い日までに、別記第3号様式による補助金実績報告書及び関係書類を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>第9条～16条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和5年7月28日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第6条第2号及び第3号、第11条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年8月16日から施行する。 この要綱は、令和5年10月18日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県宿泊施設デジタル化等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～7条（略）</p> <p>（実績報告等）</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の1月31日のいずれか早い日までに、別記第3号様式による補助金実績報告書及び関係書類を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>第9条～16条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和5年7月28日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第6条第2号及び第3号、第11条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年8月16日から施行する。</p>